

# **弥彦村**

## **いじめの防止等のための基本的な方針**

平成26年4月

弥彦村・弥彦村教育委員会

## 目 次

はじめに	1
第Ⅰ章 いじめの防止等の対策の基本的な考え方	
1 いじめ防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめの定義	1
3 いじめに関する基本的認識	2
4 いじめ防止等に関する基本的な考え方	2
(1) いじめの防止	3
(2) いじめの早期発見	3
(3) いじめへの対処	3
(4) 家庭や地域との連携	3
(5) 関係機関との連携	4
第Ⅱ章 いじめの防止等のために弥彦村が実施する施策	
1 弥彦村いじめ防止基本方針の策定	4
2 弥彦村小・中学校サポート会議の設置	4
3 弥彦村いじめ対策支援チームの設置	4
4 村教育委員会の取組	5
(1) いじめの未然防止への方策	5
(2) いじめの早期発見のための方策	5
(3) いじめに対処するための方策	6
(4) 関係機関との連携	6
(5) 教職員が児童生徒と接する時間の確保	6
(6) インターネット上のいじめへの方策	7
第Ⅲ章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	
1 学校いじめ防止基本方針の策定	7
2 学校に設置する組織	7
3 いじめの未然防止のための方策	8
4 いじめを早期発見するための方策	8
5 いじめに対処するための方策	8
6 関係機関との連携	9
7 インターネット上のいじめへの方策	9
8 家庭や地域との組織的な連携・協働	9
第Ⅳ章 重大事態への対処	
1 重大事態への対処に当たっての方針	9
2 村教育委員会又は学校による調査	10
(1) 重大事態の発生と調査	10
(2) 調査結果の提供及び報告	12
3 調査結果の報告を受けた村長による検証及び措置	13
(1) 村長による検証	13
(2) 検証の結果を踏まえた措置等	13
4 関係児童生徒及び保護者への対応	13
(1) いじめを受けた児童生徒への対応	13
(2) いじめを受けた児童生徒の保護者への対応	14
(3) いじめを行った児童生徒及びその保護者への対応	14
第Ⅴ章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	14
第Ⅵ章 その他(資料等)	
・資料1 弥彦村サポートチームネットワーク	15
・資料2 弥彦村に設置するいじめの防止等に係る組織の概要	16
・資料3 重大事態発生時の対応の流れ	17

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、治療的な関わりでなく、未然防止やいじめが起こりにくい集団づくりなど、学校、家庭、地域住民が連携を深めるなかで児童生徒の人間性をはぐくみ、よりよい人間関係を築こうとする態度を育成できるよう積極的に取り組んでいかなければなりません。

そこで、弥彦村及び弥彦村教育委員会は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針「弥彦村いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「弥彦村いじめ防止基本方針」という。）を策定しました。

## 第 I 章 いじめの防止等の対策の基本的な考え方

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、該当児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かを判断は、表面的・形式的にするのではなく、いじめられた児童生徒の立場を尊重しなければならない。

なお、具体的ないじめの様態は、以下のようなものである。

- ・ 冷やかしやからかい。
- ・ 悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる 等

### 3 いじめに関する基本的認識

- ① いじめを受けた児童生徒の聴き取り等を行う際には、行為が発生した時点の本人や周辺の状態を客観的に確認する。
- ② いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- ③ 外見的にはけんかのように見える行為でも、その行為に関わる児童生徒の被害性に着目して見極める。
- ④ 行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する教育的な指導を適切に行う。(例：インターネット上での悪口等)
- ⑤ いじめに当たると認知した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する場合は限らない。好意で行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する。
- ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談するものとし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求めるものとする。

### 4 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、その防止に向け、学校はもとより、社会全体が使命感をもって取り組んでいかなければならない。

また、「いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうる」ものであることから、早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないよう、迅速かつ適切に対処することが重要である。

### (1) いじめの防止

児童生徒をいじめに向かわせることなく、よりよい人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、次のような視点からいじめの防止に努めるものとする。

- ① 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ② 全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒の「居場所づくり」を進めるとともに、児童生徒同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を感じられるようにする。
- ③ 児童生徒がいじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因についての改善を図るとともに、児童生徒がいじめに向かわないようにストレスに適切に対処できる力を育む。
- ④ いじめの問題への取組の重要性について村全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

### (2) いじめの早期発見

いじめに迅速に対処するには、早期発見が不可欠である。そのため、教職員はもとより、児童生徒や保護者、地域住民が日頃から「いじめ見逃しゼロ」の意識を共有し、いじめの早期発見に努める。

また、法第23条を踏まえ、教職員や保護者等は、児童生徒からいじめに係る相談を受け、その事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童生徒が在籍する学校へ通報するなど、可能な限り早い段階で、適切な措置を講じる必要がある。

### (3) いじめへの対処

いじめを認知した場合、直ちに、いじめを受けた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することや、いじめを行った児童生徒に事情を確認した上で適切に指導することなどを組織的に行う。

### (4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守るため、学校とPTAや地域の関係団体等は、いじめの問題について協議する機会を設けるとともに、組織的に協働する体制を構築するなど、家庭、地域との連携を図るものとする。

家庭においては、法第9条に示された保護者の責務等を踏まえ、家庭での指導等が適切に行われるよう努めることが大切である。また、地域においては、いじめを防止する

ことの重要性について理解を深め、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めるよう努めることが大切である。

## (5) 関係機関との連携

いじめを行った児童生徒に対して、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合などにおいて、関係機関と適切に連携して対処するため、各機関の担当窓口の明確化や連絡会議の開催など、日頃から情報共有体制を構築しておく。

## 第Ⅱ章 いじめの防止等のために弥彦村が実施する施策

弥彦村及び弥彦村教育委員会は、いじめ防止等の対策のための組織は、既存の「弥彦村サポートチームネットワーク」を活用する。

### 1 弥彦村いじめ防止基本方針の策定

弥彦村及び弥彦村教育委員会は、本村におけるいじめ防止等のための対策を総合的にかつ効果的に推進するため、国及び県のいじめ防止基本方針を参考に、「弥彦村いじめ防止基本方針」を策定する。

### 2 弥彦村小・中学校サポート会議の設置

弥彦村は、いじめ対策等について専門的な見地や村民の立場から検討・協議する「弥彦村小・中学校サポート会議」を設置する。

その構成員は、学校、教育委員会、保護司、民生・児童委員、青少年補導員、児童相談所、警察、スクール・ソーシャル・ワーカー、その他専門的な知識及び経験を有する第三者等とする。

### 3 弥彦村いじめ対策支援チームの設置

弥彦村教育委員会は、基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、附属機関「弥彦村いじめ対策支援チーム」（以下、「支援チーム」という）を設置する。公平性や中立性を確保した附属機関とする。

その構成員は、管理指導主事をコーディネーターとし、スクール・ソーシャル・ワーカー、小学校長、中学校長、必要に応じて教育的な専門的な知識と経験を有する者や弁護士・精神科医等の専門家の参加を要請する。

この支援チームは、いじめ事案に対して指導助言及び必要に応じて調査を行う。また、学校から報告を受け、指導助言あるいは調査の必要があると認めたときは、当該いじめ事案に

対して直接的に関わり、解決に向けて実効的な役割を担う。また、解決に至った時点でその経過を弥彦村教育委員会に報告する。重大事態に係る調査を弥彦村教育委員会が行う場合、この支援チームが調査を行う機関となる。

## 4 弥彦村教育委員会の取組

### (1) いじめの未然防止への方策

#### ① 道徳教育及び体験活動等の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

#### ② 人権教育・同和教育の充実

現地研修や校外研修等で教職員一人一人の人権感覚を豊かにし、自他の人権を守る行動力を身に付けた児童生徒を育てる。

#### ③ 児童生徒の主体的な活動の推進

児童生徒が学級活動や児童（生徒）会活動の中で、いじめの防止等のために自主的に行う活動を支援する。

#### ④ 教職員の資質能力の向上と教職員の配置

児童生徒が健全な学校生活を送るライフスキル育成を目指し、全教職員を対象に、ライオンズクエスト研修会等を実施し、教職員の専門的能力の向上を図る。

いじめ防止等の対策に従事する人材の確保を行う。

#### ⑤ 弥彦村心の教育推進事業の充実

全村あげてのあいさつ運動を中心とした良い生活習慣づくり、異年齢間や地域と触れるふれあい音楽のつどい、一流アーティストに触れ感動を体験する講演会・観劇会・マイタウンコンサート等の活動を、保育園、小学校、中学校で連携して取り組み、児童生徒の豊かな心を育む。

#### ⑥ 広報・啓発活動の推進

児童生徒及び保護者に対し、いじめへの理解等を促す広報・啓発活動を行う。

### (2) いじめの早期発見のための方策

#### ① いじめに関する相談体制の整備

児童生徒、保護者及び地域住民からいじめに関する相談などを受けるための相談体制を整備する。

## ② スクール・ソーシャル・ワーカーを活用した相談体制の整備

弥彦村雇用のスクール・ソーシャル・ワーカーを活用して、児童生徒、保護者、教職員の心の相談窓口の充実を図り、いじめの未然防止や早期発見に努め、教職員への指導助言を行う。

## ③ 学校におけるいじめ防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、各学校におけるいじめ問題に係る組織的な取組状況を点検し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。

# (3) いじめに対処するための方策

## ① 問題解決への支援体制の整備

いじめ問題の解決には、いかに迅速かつ的確に初期対応を行うかが重要である。学校だけでは解決が困難な事案等に対して、支援チームを派遣し、学校と協力して解決に当たる体制の充実を図る。

## ② 出席停止などの措置

いじめ事案に対し、必要があると認めるときは、いじめを行った保護者に対して、該当児童生徒の出席停止を命じるなど必要な措置を講じる。

# (4) 関係機関との連携

## ① 関係機関との連携

いじめ防止等のための対策が適切に行われるよう、警察や児童相談所などの関係機関との連携強化や、その他必要な体制の整備を行う。

## ② 学校・家庭・地域が組織的に連携・協働する体制の構築

多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするために、PTAや地域の関係団体との連携促進に努める。

## ③ 学校間連携への支援

小・中学校間において、いじめに係る事案の提供や情報収集をきめ細かく行うなど、接続する小・中学校の連携の充実が図れるように支援する。

いじめの問題が複数の学校にまたがる場合でも、学校間が互いに連携し、いじめに係る情報を適切に共有して、関係する児童生徒及びその保護者に対する支援や指導、助言を適切に行うことができるよう支援する。

# (5) 教職員が児童生徒と接する時間の確保

## ① 学校運営改善の支援

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができ

るようにするため、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

## ② 学校評価・教員評価の留意点

学校評価及び教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たって、いじめの有無やその件数のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう必要な指導・助言を行う。

## (6) インターネット上のいじめへの対策

### ① ネットいじめ等に対処する体制の整備

児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関と連携し、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対応する体制を整備する。

### ② ネットいじめの防止と啓発活動

ネットいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、保護者に対してPTA総会などを利用し、また、児童生徒に対して特別活動等を通じて情報モラル教育等を利用するなど必要な啓発活動を促す。

## 第三章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国の基本方針、県の基本方針、村の基本方針を参考にして、自らの学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という）として定める。

### 2 学校に設置する組織

各学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応の中核となる組織として、当該学校の教職員、スクール・ソーシャル・ワーカー、スクール・カウンセラー等の心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織（例えば「いじめ対策委員会」等）を置くものとする。

当該学校の教職員については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、学校の実情に応じて決定する。

また、この組織は、対応する事案の内容に応じて、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家等の参加・協力を得て、より実効的にいじめ問題の解決を図るものとする。

### 3 いじめの未然防止のための方策

- ① 児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」を行い、よりよい集団作りに努める。
- ② 道徳授業を充実し、思いやる心の道徳教育や規範意識の醸成に努める。
- ③ 分かる授業、すべての児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- ④ 異年齢集団間、異校種間の連携を深める。
- ⑤ いじめ問題に対する学校の取組評価をPDCAサイクルで行い、取組内容の検証を行う。
- ⑥ 全教職員でいじめの理解について研修会を実施し、いじめの理解に努める。
- ⑦ 校長を中心とした組織体制を構築し、全教職員が一致協力した体制を確立するため、年度の始めの職員会議等で学校基本方針を確認する。
- ⑧ 職員会議、校内研修会など、教職員の研修を継続的に実施する。
- ⑨ 行事、会議を精選し、児童生徒と向き合う時間の確保に努める。
- ⑩ 学校だけでは対応できない事案において、警察などの関係機関との「緊急時の連携」に備え、「日々の連携」（交通安全教室や防犯教室、地域の情報交換など）をするように心掛ける。
- ⑪ 児童生徒の自主的な活動や各校が連携して取り組む活動など、自治的活動を支援する。

### 4 いじめを早期発見するための方策

- ① 日頃から児童生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもって、的確に関わり、積極的な認知に努める。
- ② いじめを早期発見するために、定期的なアンケート調査等の必要な措置を講じる。
- ③ いじめの相談を受けることができる相談体制を整備し、いつでも相談できるようにする。

### 5 いじめに対処するための方策

- ① いじめに対処する手順を明確にし、校長のリーダーシップの下、速やかに組織で対処し、早期解決を図る。
- ② いじめの対応が難しくなったり、長期化すると予見されるときには、村教育委員会に支援チームを依頼し、解決を図る。
- ③ インターネットなどを介して行なわれるいじめの解決にして、村教育委員会に関係機関との連携を依頼し、その解決を図る。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの、重大な被害と認められるときは、村教育委員会と連絡を取り、警察、関係機関等と相談して対処する。
- ⑤ いじめを受けた児童生徒の保護者、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、十分な

説明や指導を行う。

- ⑥ いじめが起きた集団への働き掛けを行う。

## 6 関係機関との連携

いじめの防止等のための対策を適切に行うため、関係機関等との連携を推進する。

- ① 警察、児童相談所、教育委員会、民生児童委員等との連携を推進する。
- ② 保育園、小学校、中学校との連携を強化する。

## 7 インターネット上のいじめへの方策

インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに、発生した場合には効果的に対処することができるよう、児童生徒及び保護者に対し、授業や入学説明会、PTA行事などの機会を通じて、必要な情報モラル教育及び普及啓発を行う。

## 8 家庭や地域との組織的な連携・協働

より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、日頃から、家庭やPTA、地域の関係団体等との連携を促進する。

- ① 保護者や地域と連携したいじめ防止の取組や啓発活動を推進する。（保護者対象の講演会、親子参加型はいじめ見逃しゼロスクール集会等）
- ② 学校評価を通して、いじめの実態に関する調査結果等を学校便りを通じて公表する。
- ③ 人権教育、同和教育、いじめ防止に係る道徳授業を公開する。
- ④ 作成した「学校いじめ防止基本方針」をHP等で公開する。

# 第Ⅳ章 重大事態への対処

## 1 重大事態への対処に当たっての方針

いじめは決して許されない行為であり、ましてや、いじめによる重大事態は決して招いてはいけない事態である。しかしながら、万一、重大事態が発生した場合には、村教育委員会及び学校は、次の方針の下、全力でその対処に尽力する。

- ① いじめを受けた児童生徒の心身の安全・安定の確保を最優先に取り組む。
- ② いじめに係る事実を徹底的に解明し、対処に当たる。
- ③ いじめを受けた児童生徒はもちろん、いじめを行った児童生徒に対しても、その心情を十分寄り添った指導・支援する。

## 2 村教育委員会又は学校による調査

### (1) 重大事態の発生と調査

#### ① 調査を要する重大事態

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

など、児童生徒の状況に着目して判断する。

イ いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、重大事態と捉えるものとする。

ウ その他の場合

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして捉えるものとする。

#### ② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、学校は村教育委員会を通じて、村長に事態発生について報告する。

#### ③ 調査の目的及び調査主体

重大事態の調査は、当該事態に対処するとともに同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は重大事態が発生した場合には、直ちに村教育委員会に報告し、村教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

村教育委員会が調査の主体となるのは、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと村教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生ずるおそれがあるような場合である。

学校が調査の主体となる場合は、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える場合も考えられる。村教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、又は人的配置も含めた適切な支援を行う。

#### ④ 調査を行う組織

村教育委員会が設置した支援チームにおいて調査を行う。また、必要に応じて、専門家を招聘するなど組織に適切な人材を配置する。ただし、構成員の中に調査対象となるいじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別な利害関係を有するものがいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

#### ⑤ 事実関係を明確にするための初期調査

重大事態が発生した場合に、その事実関係を明確にするための初期調査の実施に当たって以下の事項に留意する。

ア 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し明確にする。

イ 児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先として調査を行う。

ウ 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

エ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

オ 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。

#### ⑥ いじめを受けた児童生徒からの聞き取り

##### ア いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

- ・ いじめを受けた児童生徒からの聞き取りは、事情や心情を十分に聴き取る。
- ・ 在籍児童生徒や教職員に対して、アンケートや聞き取り等による調査を行う。
- ・ いじめを行った児童生徒に対して適切な指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・ いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

##### イ いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童生徒の入院や死亡などの場合）

- ・ いじめを受けた児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、適切な方法で調査を実施する。

#### ⑦ いじめを受けた児童生徒が死亡した場合の対応

##### ア 支援チームによる調査

村教育委員会は、支援チームを当該校に派遣し、当該校の校長と連携し、亡くなった児童生徒の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分に配慮しながら、遺族に対して調査方法その他の調査について説明を行う。必要に応じて同意を得るなどして、児童生徒への聞き取り調査、質問紙調査を行うが、くれぐれも遺族の失意の思いに対して配慮を欠くことのないように心掛ける。

#### イ 客観的・総合的な分析評価

調査により知り得た情報については、プライバシーへの配慮の上、できる限り偏りのない資料・情報を集め、その信頼性の吟味を含めて、事実関係を客観的かつ総合的に分析評価する。

#### ウ スクール・ソーシャル・ワーカー等による心のケア

当該校においては、友人の死に直面し、児童生徒の心の動揺や学級内に落ち着かない様子が見受けられるなど、心理的な心配がある場合には、スクール・ソーシャル・ワーカー、スクール・カウンセラー等を要請するなど必要な措置を取ることとする。また、子どもの自殺には連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道のあり方に特別の注意が必要となるので、村教育委員会と綿密な連携を図りながら慎重に対処する。

#### ⑧ その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、村教育委員会の積極的な支援が必要となる。また、重大事態が発生した場合は、関係のあった児童生徒は深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。村教育委員会又は学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

### (2) 調査結果の提供及び報告

#### ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報提供

村教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明するとともに、必要に応じて経過報告をする。

これらの情報の提供に当たっては、村教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する。

#### ② 調査結果の村長への報告

調査結果については、村教育委員会が村長に報告する。上記①の説明の結果を踏まえ

て、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて村長等に提出する。

### 3 調査結果の報告を受けた村長による検証及び措置

#### (1) 村長による検証

- ・ 調査結果の報告を受けた村長は、当該報告に係る重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について付属機関を設置し、検証を行うことができる。
- ・ 付属機関の構成は、専門的な知識及び経験を有する第三者である弁護士、精神科医、学識経験者、臨床心理士、その他村長が必要と認める者とし、当該検証の公平性・中立性を図るよう努力することが求められる。

#### (2) 検証の結果を踏まえた措置等

- ・ 村長及び村教育委員会は、検証の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該検証に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。
- ・ 村長は、検証を行ったときは、その結果を村議会に報告する。報告の内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を行うものとする。

### 4 関係児童生徒及び保護者への対応

#### (1) いじめを受けた児童生徒への対応

重大事態に係るいじめを受けた児童生徒は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、当該児童生徒の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、以前にもまして安心して学校生活を送ることができるように支援する。

具体的には、次のような対応や支援を行う。

- ① 学級担任や養護教諭、スクール・ソーシャル・ワーカー等によって、心情を丁寧に傾聴する。
- ② いじめに係る事実関係を明らかにするため、聞き取りを丁寧に行う。
- ③ いじめの解決に向けて、当該児童生徒の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法をともに検討する。
- ④ 安心して生活できる場や時間などの学習環境や生活環境を確保する。
- ⑤ 不安を取り除き、心の安定を確保するため、スクール・ソーシャル・ワーカーやスクール・カウンセラー等による心のケアを行う。
- ⑥ 医療機関への受診が必要と判断される場合には、保護者の了解を得て、医療機関の

受診を勧める。

## (2) いじめを受けた児童生徒の保護者への対応

いじめを受けた当該児童生徒の保護者については、重大ないじめを受けた我が子の心身に対する心配や、我が子がいじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った児童生徒やその保護者への不信感などを、強く抱いているとことが考えられる。このような保護者の心情を察しながら、当該児童生徒の心身の安定に努めるために、保護者に対して次のような対応や支援を行う。

- ① 学校の管理下で重大事態が発生した場合は、いじめを起こしてしまったことについて、誠実にお詫びし、対処に向けて最善を尽くすことを伝える。
- ② 当該児童生徒が受けたいじめに係る事実や、児童生徒の心身の状況について丁寧に説明する。
- ③ いじめ解決に向けて、保護者の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法をともに検討する。
- ④ 保護者自身が不安を抱いている場合、スクール・ソーシャル・ワーカーやスクール・カウンセラーによるカウンセリングを勧める。

## (3) いじめを行った児童生徒及びその保護者への対応

- ・ いじめを行った児童生徒に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた児童生徒の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通して、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。
- ・ 当該児童生徒への指導においては、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。これにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。
- ・ 当該児童生徒の保護者に対しては、我が子の行ったいじめに係る事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該児童生徒とともに、解決に向けた道筋を示し、保護者の協力を求める。
- ・ 子どもへの接し方や保護者としての役割について、適切に指導・助言する。

## 第V章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

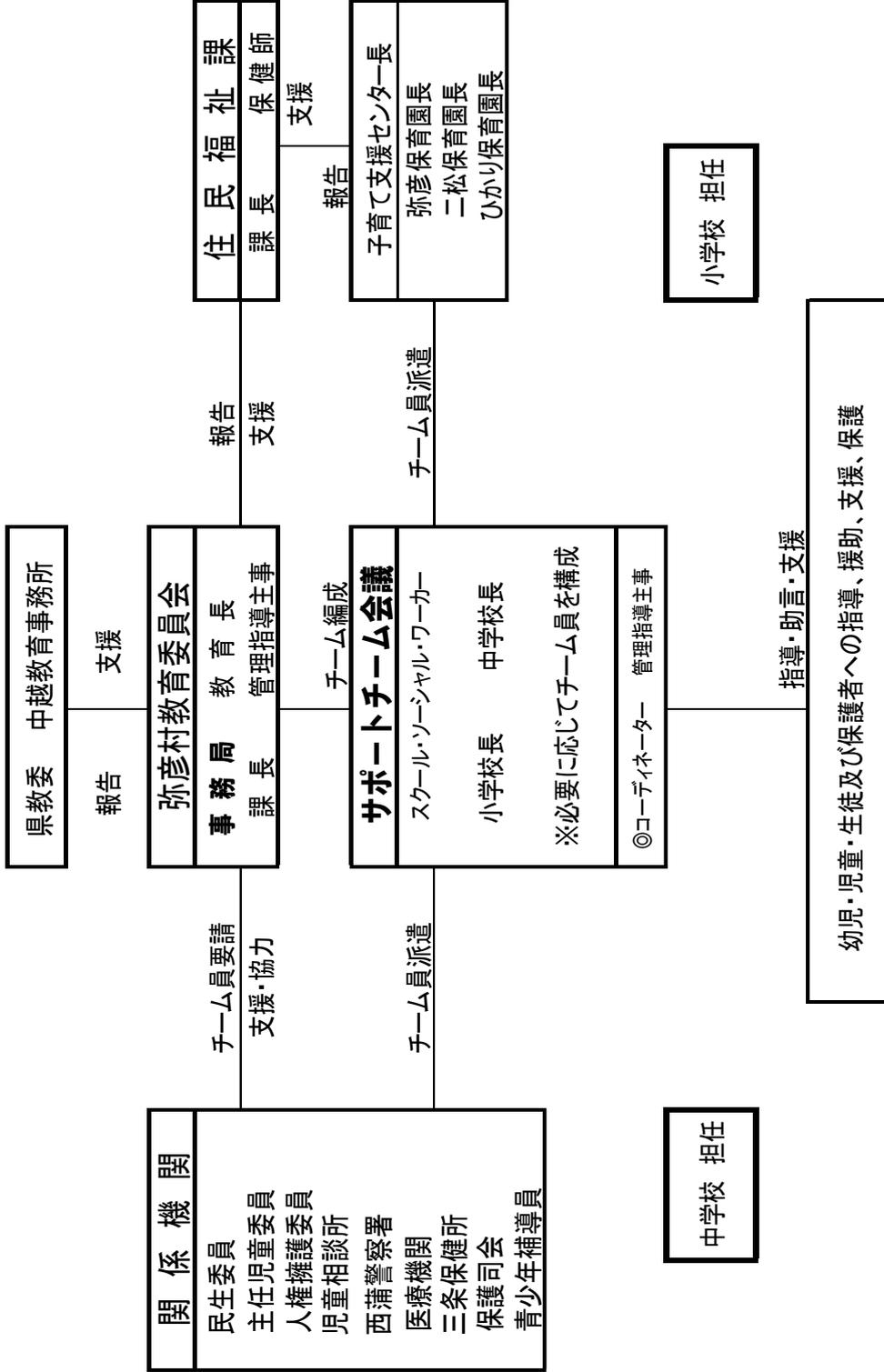
弥彦村は、この「弥彦村いじめ防止基本方針」の策定後においても、国の動向や社会情勢を勘案して、当該いじめ防止基本方針の見直しを検討し、必要があると認める時は、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

また、弥彦村教育委員会は各学校における「学校いじめ防止基本方針」について、策定状況を確認し、いじめの防止等のための取組に対して必要な指導・援助を行う。

# 第Ⅵ章 その他（資料等）

〈資料1〉

## 弥彦村サポートチームネットワーク



## 弥彦村に設置するいじめの防止等に係る組織の概要

防止に向けた組織	<b>弥彦村小・中学校サポート会議</b>
	<p>各団体の代表がその専門的な見地や村民の立場から、弥彦村のいじめの防止等への取組について協議することを通して、いじめから子どもを守る取組の充実を図る。</p> <p>&lt;構成員&gt;</p> <p>学校、教育委員会、保護司、民生・児童委員、青少年補導員、児童相談所、警察、スクール・ソーシャル・ワーカー、この他専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成する。</p>
重大事態発生時の組織	<b>弥彦村いじめ対策支援チーム&lt;教育委員会に設置&gt;</b>
	<p>① いじめ事案に対して指導助言及び必要に応じて調査を行う。</p> <p>② 学校から報告を受け、指導助言あるいは調査の必要があると認めるときは、当該いじめ事案に対して直接的に関わり、解決に向けて実効的な役割を担う。（重大事態にかかる調査を弥彦村教育委員会が行う場合、この支援チームが調査を行う機関となる。）</p> <p>③ 解決に至った時点でその経過を弥彦村教育委員会に報告する。</p> <p>&lt;構成員&gt;</p> <p>管理指導主事をコーディネーターとし、スクール・ソーシャル・ワーカー、小学校長、中学校長、必要に応じて教育的な専門的な知識と経験を有する者や弁護士・精神科医等の専門家の参加を要請する。</p>
	<b>弥彦村長による付属機関&lt;村長の下に設置&gt;</b>
	<p>弥彦村いじめ対策支援チームによる調査結果の報告を受けて、村長が、当該報告に係る重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときに、調査の結果について、調査の公平性、中立性の検証を行う。</p> <p>&lt;構成員&gt;</p> <p>弁護士、精神科医、学識経験者、臨床心理士、その他村長が必要と認める者で構成する。</p>

## 重大事態発生時の対応の流れ

<b>重大事態</b>	<p>① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自殺を企図した場合</li> <li>○ 身体に重大な傷害を負った場合</li> <li>○ 金品等に重大な被害を被った場合</li> <li>○ 精神性の疾患を発症した場合</li> </ul> <p>② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合（「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。）</p>
-------------	--

